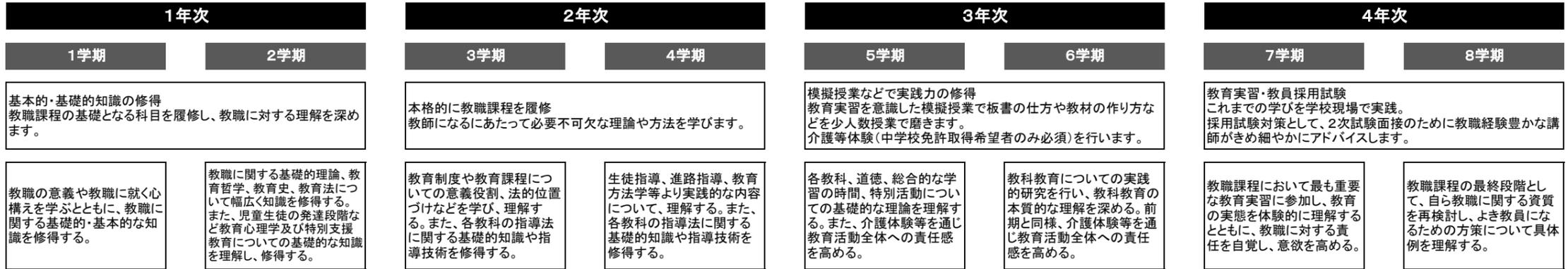
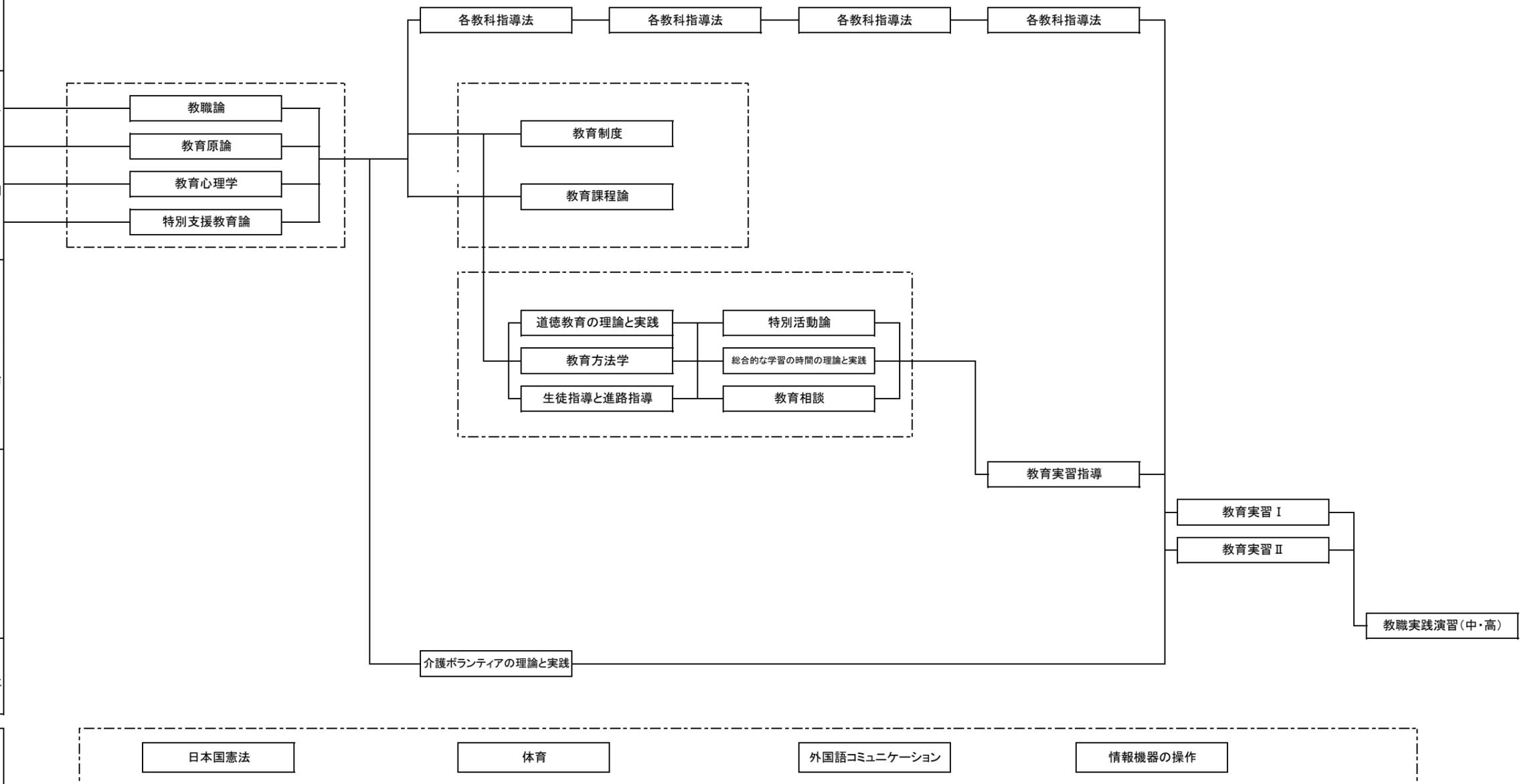


教職課程科目 履修系統図



各段階における到達目標

欄	科目	部門の学修・教育内容
第二欄	指導法及び教科の科目に関する科目	各教科の指導法に関する基礎的知識や指導技術を修得し、授業の在り方について分析し、授業研究を行い、実践的指導力を身に付けることを教育目標とする。
第三欄	教育の基礎的的理解に関する科目	教職の意義、職務の内容など、教職に関する概括的知識を習得し、教職に就く際の心構えをもち、これを示すことができるようにすることを教育目標とする。 教育の歴史・思想、教育心理学、教育制度、教育課程、特別支援教育など教育の基礎理論に関する基礎的知識を修得し、関連する事柄について分析し、見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
第四欄	道徳及び総合的な学習の時間に関する科目、習得する指導法、習得する指導法、習得する指導法に関する科目	教育方法に関する基礎的知識や指導技術を修得し、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の授業のあり方について分析し、見解を提示できるようにすることを教育目標とする。 生徒指導と進路指導及び教育相談に関する基礎的理論や技法を修得し、実践的な指導法を分析し、適切な相談、支援をできるようにすることを教育目標とする。
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習の意義、目的、内容について理解し、よりよい実習に向けた準備をし、各自の課題意識に基づき、それぞれの実習校において、学習指導、生徒指導、学級経営等に関する実習を行い、学校教育についての理解を深め、教育実習の反省・フォローアップにより各自の学習課題の整理することで、教師としての意識や資質・能力を高めることができるようにすることを教育目標とする。 主に教職課程を通じて習得した知識や能力、教育実習の成果をふまえ、教師に必要な資質・能力を総合的に養成し、実践的な教育力を発揮できるようにすることを教育目標とする。
第六欄	に大設学が定める科目	教職課程における「介護等体験」に必要な基礎的知識及び、援助の実践方法を習得し、介護等の現場でこれを実践できるようにすることを教育目標とする。



教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
* 科目名は同法律に定められた名称のため、各学部・学科における科目名は履修の手引き参照。

* 備考：点線は望ましい履修学期の範囲を示しています